平成２９年（フ）第１２８号
愛知県岡崎市稲熊町字６丁目77番地35
債務者　ＹＯＳＡＰＡＲＫ翠蓮～ＳＵＩＲＥＮ～こと　大山　　瞳
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
愛知県豊田市浄水町原山１番地54　介護老人保健施設さなげ、住民票上の住所愛知県豊田市大林町12丁目３番地３　ハイツ内藤Ｂ－３号
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
岩手県滝沢市牧野林1011番地44　レオネクスト国分通107号
債務者　小野　勝子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１７６号
埼玉県ふじみ野市苗間582番地２　カスヤハイツＣ－101
債務者　佐藤　浩一
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１１０号
静岡県袋井市松袋井94番地の２
債務者　兼子　拓巳
1　決定年月日時　平成29年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１０６３号
大阪市大正区千島３－12－13　ハイグレード千島606、住民票上の住所大阪市此花区酉島４丁目１番１－507号
債務者　竹林　菜摘
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０８３号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号、前住所大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　吉本　泰司
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０９４号
大阪市住之江区浜口西２丁目３番９号　ルネ浜口　102
債務者　武波　正輝（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５０６号
大阪府高槻市天川町７番33－401号
債務者　大谷　素子（旧姓辻井）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６６４号
大阪府守口市大宮通１丁目９番10－402号
債務者　米澤佑太郎
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６７４号
大阪市北区菅原町10番33号　アリスシアターシップ　401号室
債務者　河村裕起乃こと高橋裕希こと　趙　裕希
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６８３号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ17－404号
債務者　川畑　和真
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６８２号
大阪市住吉区苅田９丁目15番32－705号
債務者　大西　茎子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０６０号
大阪市平野区長吉六反５丁目７番26－405号
債務者　笹山麻矢子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５８７号
大阪府東大阪市長田西４丁目４番20－202号
債務者　玉岡　義宏
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部